

介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和7年4月施行版)
由布市

- 1 A 2 介護予防訪問介護相当サービス
- 2 A 3 介護予防訪問介護相当サービス（3割負担用）
- 3 A 3 介護予防訪問介護相当サービス（4割負担用）
- 4 A 3 訪問型サービスA
- 5 A 6 介護予防通所介護相当サービス
- 2 A 7 介護予防通所介護相当サービス（3割負担用）
- 3 A 7 介護予防通所介護相当サービス（4割負担用）
- 4 A 7 通所型サービスA

※令和6年度より市の事業名称が変更となっています。

国	令和6年度～	～令和5年度
訪問型サービス（独自）	介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービス（独自）
訪問型サービス（独自・定率）	訪問型サービスA	訪問自立支援強化型サービス
通所型サービス（独自）	介護予防通所介護相当サービス	通所型サービス（独自）
通所型サービス（独自・定率）	通所型サービスA	通所自立支援強化型サービス

※A 3、A 7のコードについては、割合（%）の加算を含める場合は、別途組合せのコード及び単価を作成しますので、事前に由布市高齢者支援課までお知らせください。

A2 介護予防訪問介護相当サービス サービスコード表

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
A2	1111	訪問型サービス1 1	イ 1月当たりの標準的な回数を定める場合 (1) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 1,176単位 (2) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 2,349単位 (3) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 3,722単位	1176	1月につき
A2	2111	訪問型サービス1 1日割		39	1月につき
A2	1211	訪問型サービス1 2		2349	1月につき
A2	2211	訪問型サービス1 2日割		77	1月につき
A2	1321	訪問型サービス1 3		3727	1月につき
A2	2321	訪問型サービス1 3日割		123	1月につき
A2	2411	訪問型サービス2 1		287	1回につき
A2	2511	訪問型サービス2 2		179	
A2	2621	訪問型サービス2 3		220	
A2	1411	訪問型短時間サービス		163	
A2	C211	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1 1	高齢者虐待防止未実施減算 イ 1月当たりの標準的な回数を定める場合 (1) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 所定単位数の1%減算 (2) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 所定単位数の1%減算 (3) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 所定単位数の1%減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1 1日割		-1	1月につき
A2	C212	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1 2		-23	1月につき
A2	C213	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1 2日割		-1	1月につき
A2	C214	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1 3		-37	1月につき
A2	C215	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1 3日割		-1	1月につき
A2	C216	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算2 1		-3	1回につき
A2	C217	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算2 2		-2	
A2	C218	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算2 3		-2	
A2	C219	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算短時間		-2	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定期算1 1	業務継続計画未策定期算 イ 1月当たりの標準的な回数を定める場合 (1) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 所定単位数の1%減算 (2) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 所定単位数の1%減算 (3) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 所定単位数の1%減算	-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定期算1 1日割		-1	1月につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定期算1 2		-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定期算1 2日割		-1	1月につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定期算1 3		-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定期算1 3日割		-1	1月につき
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定期算2 1		-3	1回につき
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定期算2 2		-2	
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定期算2 3		-2	
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定期算短時間		-2	
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の10%減算	1月につき
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2		所定単位数の15%減算	
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3		所定単位数の12%減算	
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算 特別地域加算	所定単位数の15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算	1月につき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算	1回につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算	1月につき
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算	1回につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算	1月につき
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算	1回につき
A2	4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算I	ニ 生活機能向上連携加算 ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I) 100単位加算	100
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算II		(2)生活機能向上連携加算(II) 200単位加算	200
A2	6102	訪問型サービス口腔連携強化加算		ホ 口腔連携強化加算 50単位加算(1月につき、1月1回まで)	50
A2	6269	訪問型サービス介護職員処遇改善加算I		(1)介護職員等処遇改善加算(I) 所定単位数の245/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型サービス介護職員処遇改善加算II		(2)介護職員等処遇改善加算(II) 所定単位数の224/1000 加算	
A2	6271	訪問型サービス介護職員処遇改善加算III		(3)介護職員等処遇改善加算(III) 所定単位数の182/1000 加算	
A2	6380	訪問型サービス介護職員処遇改善加算IV		(4)介護職員等処遇改善加算(IV) 所定単位数の145/1000 加算	

別表第1-2 (第6条関係)

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 介護予防訪問介護相当サービス

A3 介護予防訪問介護相当サービス サービスコード表 (3割負担用)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			給付率	合成単位数	算定単位	
A3 2001	訪問型サービスⅠ (制限)	イ 1月当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)		70%	1176	1月につき	
A3 2003	訪問型サービスⅠ日割 (制限)		1,176単位		70%	39	1月につき	
A3 2005	訪問型サービスⅡ (制限)		(2) 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)		70%	2349	1月につき	
A3 2007	訪問型サービスⅡ日割 (制限)		2,349単位		70%	77	1月につき	
A3 2009	訪問型サービスⅢ (制限)		(3) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)		70%	3727	1月につき	
A3 2011	訪問型サービスⅢ日割 (制限)		3,722単位		70%	123	1月につき	
A3 2013	訪問型サービスⅣ (制限)		(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		70%	287	1回につき	
A3 2015	訪問型サービスⅤ (制限)		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所用時間20分以上45分未満の場合	70%	179		
A3 2017	訪問型サービスⅥ (制限)		(二) 所用時間45分以上の場合		70%	220		
A3 2019	訪問型短時間サービス (制限)		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		70%	163		
A3 2109	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1 1 (制限)	高齢者虐待防止未実施減算	イ 1月当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	所定単位数の1%減算	70%	-12	1月につき
A3 2110	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1 1日割 (制限)			所定単位数の1%減算	70%	-1	1月につき	
A3 2111	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1 2 (制限)		(2) 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	所定単位数の1%減算	70%	-23	1月につき	
A3 2112	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1 2日割 (制限)			所定単位数の1%減算	70%	-1	1月につき	
A3 2113	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1 3 (制限)		(3) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	所定単位数の1%減算	70%	-37	1月につき	
A3 2114	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1 3日割 (制限)			所定単位数の1%減算	70%	-1	1月につき	
A3 2115	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算2 1 (制限)		(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	所定単位数の1%減算	70%	-3	1回につき	
A3 2116	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算2 2 (制限)		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所用時間20分以上45分未満の場合	70%	-2		
A3 2117	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算2 3 (制限)		(二) 所用時間45分以上の場合		70%	-2		
A3 2118	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算短時間 (制限)		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	所定単位数の1%減算	70%	-2		
A3 2401	訪問型独自業務継続計画未策定期算1 1 (制限)	業務継続計画未策定期算	イ 1月当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	所定単位数の1%減算	70%	-12	1月につき
A3 2402	訪問型独自業務継続計画未策定期算1 1日割 (制限)			所定単位数の1%減算	70%	-1	1月につき	
A3 2403	訪問型独自業務継続計画未策定期算1 2 (制限)		(2) 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	所定単位数の1%減算	70%	-23	1月につき	
A3 2404	訪問型独自業務継続計画未策定期算1 2日割 (制限)			所定単位数の1%減算	70%	-1	1月につき	
A3 2405	訪問型独自業務継続計画未策定期算1 3 (制限)		(3) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	所定単位数の1%減算	70%	-37	1月につき	
A3 2406	訪問型独自業務継続計画未策定期算1 3日割 (制限)			所定単位数の1%減算	70%	-1	1月につき	
A3 2407	訪問型独自業務継続計画未策定期算2 1 (制限)		(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	所定単位数の1%減算	70%	-3	1回につき	
A3 2408	訪問型独自業務継続計画未策定期算2 2 (制限)		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所用時間20分以上45分未満の場合	70%	-2		
A3 2409	訪問型独自業務継続計画未策定期算2 3 (制限)		(二) 所用時間45分以上の場合		70%	-2		
A3 2410	訪問型独自業務継続計画未策定期算2時間 (制限)		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	所定単位数の1%減算	70%	-2		
A3 ①-1	訪問型サービス同一建物減算1 (制限)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算	70%		1月につき	
A3 ①-2	訪問型サービス同一建物減算2 (制限)			所定単位数の15%減算	70%			
A3 ①-3	訪問型サービス同一建物減算3 (制限)		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算	70%			
A3 ①-4	訪問型サービス特別地域加算 (制限)	特別地域加算		所定単位数の15%加算	70%		1月につき	
A3 ①-5	訪問型サービス特別地域加算日割 (制限)			所定卖位数の15%加算	70%		1月につき	
A3 ①-6	訪問型サービス特別地域加算回数 (制限)			所定卖位数の15%加算	70%		1回につき	
A3 ①-7	訪問型サービス小規模事業所加算 (制限)	中山間地域等における小規模事業所加算		所定卖位数の10%加算	70%		1月につき	
A3 ①-8	訪問型サービス小規模事業所加算日割 (制限)			所定卖位数の10%加算	70%		1月につき	
A3 ①-9	訪問型サービス小規模事業所加算回数 (制限)			所定卖位数の10%加算	70%		1回につき	
A3 ①-10	訪問型サービス中山間地域等特例加算 (制限)	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定卖位数の5%加算	70%		1月につき	
A3 ①-11	訪問型サービス中山間地域等加算日割 (制限)			所定卖位数の5%加算	70%		1月につき	
A3 ①-12	訪問型サービス中山間地域等加算回数 (制限)			所定卖位数の5%加算	70%		1回につき	
A3 2030	訪問型サービス初回加算 (制限)	ホ 口腔連携強化加算	ハ 初回加算	200単位加算	70%	200	1月につき	
A3 2031	訪問型サービス生活機能向上連携加算1 (制限)			(1) 生活機能向上連携加算(I) 100単位加算	70%	100		
A3 2032	訪問型サービス生活機能向上連携加算II (制限)			(2) 生活機能向上連携加算(II) 200単位加算	70%	200		
A3 2203	訪問型サービス口腔連携強化加算 (制限)			50単位加算 (1月につき、1月1回まで)	70%	50		
A3 ①-13	訪問型サービス処遇改善加算I (制限)	～介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(I) 所定卖位数の245/1000 加算		70%		1月につき	
A3 ①-14	訪問型サービス処遇改善加算II (制限)		(2) 介護職員等処遇改善加算(II) 所定卖位数の224/1000 加算		70%			
A3 ①-15	訪問型サービス処遇改善加算III (制限)		(3) 介護職員等処遇改善加算(III) 所定卖位数の182/1000 加算		70%			
A3 ①-16	訪問型サービス処遇改善加算IV (制限)		(4) 介護職員等処遇改善加算(IV) 所定卖位数の145/1000 加算		70%			

※①-1～①-16のコードは仮コードになります。必要なコードの組み合わせは事前に由布市高齢者支援課へ連絡しコードの確認を行ってください。

別表第1-3 (第6条関係)

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 介護予防訪問介護相当サービス

A3 介護予防訪問介護相当サービス サービスコード表 (4割負担用)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			給付率	合成単位数	算定単位
A3 3001	訪問型サービスⅠ(制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 1,176単位		60%	1176	1月につき
A3 3003	訪問型サービスⅠ日割(制限)		(2) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 2,349単位		60%	39	1月につき
A3 3005	訪問型サービスⅡ(制限)		(3) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 3,722単位		60%	2349	1月につき
A3 3007	訪問型サービスⅡ日割(制限)				60%	77	1月につき
A3 3009	訪問型サービスⅢ(制限)				60%	3727	1月につき
A3 3011	訪問型サービスⅢ日割(制限)				60%	123	1月につき
A3 3013	訪問型サービスⅣ(制限)		(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		60%	287	
A3 3015	訪問型サービスⅤ(制限)		(2) 生活援助が中心である場合 (一) 所用時間20分以上45分未満の場合		60%	179	1回につき
A3 3017	訪問型サービスⅥ(制限)		(二) 所用時間45分以上の場合		60%	220	
A3 3019	訪問型短時間サービス(制限)		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		60%	163	
A3 3109	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1 1(制限)	高齢者虐待防止未実施減算 ロ 1月当たりの回数を定める場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	所定単位数の1%減算	60%	-12	1月につき
A3 3110	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1 1日割(制限)		(2) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	所定単位数の1%減算	60%	-1	1月につき
A3 3111	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1 2(制限)		(3) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	所定単位数の1%減算	60%	-23	1月につき
A3 3112	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1 2日割(制限)			所定単位数の1%減算	60%	-1	1月につき
A3 3113	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1 3(制限)			所定単位数の1%減算	60%	-37	1月につき
A3 3114	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1 3日割(制限)			所定単位数の1%減算	60%	-1	1月につき
A3 3115	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算2 1(制限)		(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	所定単位数の1%減算	60%	-3	
A3 3116	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算2 2(制限)		(2) 生活援助が中心である場合 (一) 所用時間20分以上45分未満の場合	所定単位数の1%減算	60%	-2	1回につき
A3 3117	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算2 3(制限)		(二) 所用時間45分以上の場合	所定単位数の1%減算	60%	-2	
A3 3118	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算短時間(制限)		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	所定単位数の1%減算	60%	-2	
A3 3401	訪問型独自業務継続計画未策定期算1 1(制限)	業務継続計画未策定期算 ロ 1月当たりの回数を定める場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	所定単位数の1%減算	60%	-12	1月につき
A3 3402	訪問型独自業務継続計画未策定期算1 1日割(制限)		(2) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	所定単位数の1%減算	60%	-1	1月につき
A3 3403	訪問型独自業務継続計画未策定期算1 2(制限)		(3) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	所定単位数の1%減算	60%	-23	1月につき
A3 3404	訪問型独自業務継続計画未策定期算1 2日割(制限)			所定単位数の1%減算	60%	-1	1月につき
A3 3405	訪問型独自業務継続計画未策定期算1 3(制限)			所定単位数の1%減算	60%	-37	1月につき
A3 3406	訪問型独自業務継続計画未策定期算1 3日割(制限)			所定単位数の1%減算	60%	-1	1月につき
A3 3407	訪問型独自業務継続計画未策定期算2 1(制限)		(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	所定単位数の1%減算	60%	-3	
A3 3408	訪問型独自業務継続計画未策定期算2 2(制限)		(2) 生活援助が中心である場合 (一) 所用時間20分以上45分未満の場合	所定単位数の1%減算	60%	-2	1回につき
A3 3409	訪問型独自業務継続計画未策定期算2 3(制限)		(二) 所用時間45分以上の場合	所定単位数の1%減算	60%	-2	
A3 3410	訪問型独自業務継続計画未策定期算短時間(制限)		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	所定単位数の1%減算	60%	-2	
A3 ②-1	訪問型サービス同一建物減算1(制限)	事業所と同一建物の利用者等によるサービスを行なう場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算	60%		
A3 ②-2	訪問型サービス同一建物減算2(制限)		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算	60%		1月につき
A3 ②-3	訪問型サービス同一建物減算3(制限)		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算	60%		
A3 ②-4	訪問型サービス特別地域加算(制限)	特別地域加算	所定単位数の15%加算	60%			1月につき
A3 ②-5	訪問型サービス特別地域加算日割(制限)		所定卖位数の15%加算	60%			1月につき
A3 ②-6	訪問型サービス特別地域加算回数(制限)		所定卖位数の15%加算	60%			1月につき
A3 ②-7	訪問型サービス小規模事業所加算(制限)	中山間地域等における小規模事業所加算	所定卖位数の10%加算	60%			1月につき
A3 ②-8	訪問型サービス小規模事業所加算日割(制限)		所定卖位数の10%加算	60%			1月につき
A3 ②-9	訪問型サービス小規模事業所加算回数(制限)		所定卖位数の10%加算	60%			1月につき
A3 ②-10	訪問型サービス中山間地域等提供加算(制限)	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定卖位数の5%加算	60%			1月につき
A3 ②-11	訪問型サービス中山間地域等加算日割(制限)		所定卖位数の5%加算	60%			1月につき
A3 ②-12	訪問型サービス中山間地域等加算回数(制限)		所定卖位数の5%加算	60%			1月につき
A3 3030	訪問型サービス初回加算(制限)	ハ 初回加算	200単位加算	60%	200		
A3 3031	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ(制限)	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(I) 100単位加算	60%	100		
A3 3032	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ(制限)		(2) 生活機能向上連携加算(II) 200単位加算	60%	200		
A3 3203	訪問型サービス口腔連携強化加算(制限)		ホ 口腔連携強化加算	50単位加算(1月につき、1月1回まで)	60%	50	1月につき
A3 ②-13	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ(制限)		ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(I) 所定単位数の245/1000 加算	60%		
A3 ②-14	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ(制限)		(2) 介護職員等処遇改善加算(II) 所定単位数の224/1000 加算	60%			
A3 ②-15	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ(制限)		(3) 介護職員等処遇改善加算(III) 所定単位数の182/1000 加算	60%			
A3 ②-16	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ(制限)		(4) 介護職員等処遇改善加算(IV) 所定単位数の145/1000 加算	60%			

※②-1～②-16のコードは仮コードになります。必要なコードの組み合わせは事前に由布市高齢者支援課へ連絡しコードの確認を行ってください。

別表第1-4(第6条関係)

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 訪問型サービスA

その① 1割負担の場合

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目			合成単位数	算定単位
A3	1010 1割 訪問型サービスA I	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	保険給付率90%	941	1月につき
A3	1050 1割 訪問型サービスA II		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	保険給付率90%	1,879	
A3	1055 1割 訪問型サービスA III		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	保険給付率90%	2,981	
A3	1001 1割 訪問型サービスA IV 回数	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (2)生活援助が中心である場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	保険給付率90%	230	1回につき
A3	1002 1割 訪問型サービスA V 回数		(一)所用時間20分以上45分未満の場合	保険給付率90%	143	
A3	1009 1割 訪問型サービスA VI 回数		(二)所用時間45分以上の場合	保険給付率90%	176	
A3	1008 1割 訪問型短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	保険給付率90%	130	1月につき
A3	1006 1割 訪問型サービスA初回加算			保険給付率90%	160	
A3	1007 1割 訪問型サービスA生活機能向上加算			保険給付率90%	80	

その② 2割負担の場合

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目			合成単位数	算定単位
A3	1060 2割 訪問型サービスA I	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	保険給付率80%	941	1月につき
A3	1065 2割 訪問型サービスA II		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	保険給付率80%	1,879	
A3	1070 2割 訪問型サービスA III		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	保険給付率80%	2,981	
A3	1011 2割 訪問型サービスA IV 回数	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (2)生活援助が中心である場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	保険給付率80%	230	1回につき
A3	1012 2割 訪問型サービスA V 回数		(一)所用時間20分以上45分未満の場合	保険給付率80%	143	
A3	1019 2割 訪問型サービスA VI 回数		(二)所用時間45分以上の場合	保険給付率80%	176	
A3	1018 2割 訪問型短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	保険給付率80%	130	1月につき
A3	1016 2割 訪問型サービスA初回加算			保険給付率80%	160	
A3	1017 2割 訪問型サービスA生活機能向上加算			保険給付率80%	80	

その③ 3割負担の場合

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目			合成単位数	算定単位
A3	1030 3割 訪問型サービスA I	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	保険給付率70%	941	1月につき
A3	1035 3割 訪問型サービスA II		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	保険給付率70%	1,879	
A3	1040 3割 訪問型サービスA III		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	保険給付率70%	2,981	
A3	1021 3割 訪問型サービスA IV 回数	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (2)生活援助が中心である場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	保険給付率70%	230	1回につき
A3	1022 3割 訪問型サービスA V 回数		(一)所用時間20分以上45分未満の場合	保険給付率70%	143	
A3	1029 3割 訪問型サービスA VI 回数		(二)所用時間45分以上の場合	保険給付率70%	176	
A3	1028 3割 訪問型短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	保険給付率70%	130	1月につき
A3	1026 3割 訪問型サービスA初回加算			保険給付率70%	160	
A3	1027 3割 訪問型サービスA生活機能向上加算			保険給付率70%	80	

その④ 4割負担の場合

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目			合成単位数	算定単位
A3	1031 4割 訪問型サービスA I	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	保険給付率60%	941	1月につき
A3	1032 4割 訪問型サービスA II		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	保険給付率60%	1,879	
A3	1033 4割 訪問型サービスA III		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	保険給付率60%	2,981	
A3	1034 4割 訪問型サービスA IV 回数	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (2)生活援助が中心である場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	保険給付率60%	230	1回につき
A3	1036 4割 訪問型サービスA V 回数		(一)所用時間20分以上45分未満の場合	保険給付率60%	143	
A3	1037 4割 訪問型サービスA VI 回数		(二)所用時間45分以上の場合	保険給付率60%	176	
A3	1041 4割 訪問型短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	保険給付率60%	130	1月につき
A3	1038 4割 訪問型サービスA初回加算			保険給付率60%	160	
A3	1039 4割 訪問型サービスA生活機能向上加算			保険給付率60%	80	

別表第2-1 (第6条関係)

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 介護予防通所介護相当サービス

A6 介護予防通所介護相当サービス サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目				
A6	1111 通所型サービス 1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1,798単位	1月につき
A6	1112 通所型サービス 1 1日割		事業対象者・要支援 1	59単位	1日につき
A6	1121 通所型サービス 1 2		事業対象者・要支援 2	3,621単位	1月につき
A6	1122 通所型サービス 1 2日割		事業対象者・要支援 2	119単位	1日につき
A6	1113 通所型サービス 2 1回数	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 (月 1回から4回まで)	436単位	436
A6	1123 通所型サービス 2 2回数		事業対象者・要支援 2 (月 1回から8回まで)	447単位	447
A6	C211 通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	-18 1月につき
A6	C212 通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11日割		事業対象者・要支援 1	-1	1日につき
A6	C213 通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援 2	-36	1月につき
A6	C214 通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12日割		事業対象者・要支援 2	-1	1日につき
A6	C215 通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算21		事業対象者・要支援 1	-4	1回につき
A6	C216 通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援 2	-4	
A6	D211 通所型サービス業務継続計画未実施減算11		事業対象者・要支援 1	-18	1月につき
A6	D212 通所型サービス業務継続計画未実施減算11日割		事業対象者・要支援 1	-1	1日につき
A6	D213 通所型サービス業務継続計画未実施減算12	業務継続計画未実施減算	事業対象者・要支援 2	-36	1月につき
A6	D214 通所型サービス業務継続計画未実施減算12日割		事業対象者・要支援 2	-1	1日につき
A6	D215 通所型サービス業務継続計画未実施減算21		事業対象者・要支援 1	-4	1回につき
A6	D216 通所型サービス業務継続計画未実施減算22		事業対象者・要支援 2	-4	
A6	6105 通所型サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 376単位減算	-376 1月につき
A6	6106 通所型サービス同一建物減算 2		事業対象者・要支援 2 752単位減算	752単位減算	
A6	6207 通所型サービス同一建物減算 3		ロ 1月当たりの回数を定める場合	94単位減算	-94 1回につき
A6	5612 通所型サービス送迎減算		事業所が送迎を行わない場合	片道につき 47単位減算 (限度額: イ 1・376単位/イ 2・752単位) /月	-47 片道につき
A6	8110 通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき
A6	8111 通所型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算		1日につき
A6	8112 通所型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算		1回につき
A6	5010 通所型生活向上グループ活動加算	リ サービス提供体制強化加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	100
A6	6109 通所型サービス若年性認知症受入加算		ニ 若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	240
A6	6116 通所型サービス栄養アセスメント加算		ホ 栄養アセスメント加算	50単位加算	50
A6	5003 通所型サービス栄養改善加算		ヘ 栄養改善加算	200単位加算	200
A6	5004 通所型サービス口腔機能向上加算 I		ト 口腔機能向上加算 (1) 口腔機能向上加算 (I)	150単位加算	150
A6	5011 通所型サービス口腔機能向上加算 II		(2) 口腔機能向上加算 (II)	160単位加算	160
A6	6310 通所型サービス一体的サービス提供加算		チ 一体的サービス提供加算	480単位加算	480
A6	6011 通所型サービス提供体制加算 I 1		(1) サービス提供体制強化加算 (I) 事業対象者・要支援 1 88単位加算	88	1月につき
A6	6012 通所型サービス提供体制加算 I 2		事業対象者・要支援 2 176単位加算	176	
A6	6107 通所型サービス提供体制加算 II 1		(2) サービス提供体制強化加算 (II) 事業対象者・要支援 1 72単位加算	72	
A6	6108 通所型サービス提供体制加算 II 2		事業対象者・要支援 2 144単位加算	144	
A6	6103 通所型サービス提供体制加算 III 1		(3) サービス提供体制強化加算 (III) 事業対象者・要支援 1 24単位加算	24	
A6	6104 通所型サービス提供体制加算 III 2		事業対象者・要支援 2 48単位加算	48	
A6	4001 通所型サービス生活機能向上連携加算 I		ヌ 生活機能向上連携加算 (1) 生活機能向上連携加算 (I) (3月に1回を限度)	100単位加算	100
A6	4002 通所型サービス生活機能向上連携加算 II		(2) 生活機能向上連携加算 (II)	200単位加算	200
A6	6200 通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算 I	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔栄養スクリーニング加算 (I) (6月に1回を限度)	20単位加算	20
A6	6201 通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算 II		(2) 口腔栄養スクリーニング加算 (II) (6月に1回を限度)	5単位加算	5
A6	6311 通所型サービス科学的介護体制推進体制加算	ワ 介護職員処遇改善加算	ヲ 科学的介護体制推進体制加算	40単位加算	40
A6	6100 通所型サービス処遇改善加算 I		(1) 介護職員等処遇改善加算 (I) 所定単位数の92/1000 加算		1月につき
A6	6110 通所型サービス処遇改善加算 II		(2) 介護職員等処遇改善加算 (II) 所定単位数の90/1000 加算		
A6	6111 通所型サービス処遇改善加算 III		(3) 介護職員等処遇改善加算 (III) 所定単位数の80/1000 加算		
A6	6380 通所型サービス処遇改善加算 IV		(4) 介護職員等処遇改善加算 (IV) 所定単位数の64/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目				
A6	8001 通所型サービス 1 1・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1,798単位	定員超過の場合 ×70%
A6	8002 通所型サービス 1 1日割・定超		事業対象者・要支援 1	59単位	
A6	8011 通所型サービス 1 2・定超		事業対象者・要支援 2	3,621単位	
A6	8012 通所型サービス 1 2日割・定超		事業対象者・要支援 2	119単位	
A6	8003 通所型サービス 2 1回数・定超		事業対象者・要支援 1 (月 1回から4回まで)	436単位	

A6	8013	通所型サービス2回数・定超	を定める場合	事業対象者・要支援2 (月1回から8回まで)	447単位	313	1回につき
----	------	---------------	--------	---------------------------	-------	-----	-------

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
A6	9001	通所型サービス11・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員 が欠如の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型サービス11日割・人欠			単位		41	1日につき
A6	9011	通所型サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型サービス12日割・人欠			単位		83	1日につき
A6	9003	通所型サービス21回数・人欠		事業対象者・要支援1 (月1回から4回まで)	436単位		305	1回につき
A6	9013	通所型サービス22回数・人欠		事業対象者・要支援2 (月1回から8回まで)	447単位		313	

別表第2-2（第6条関係）

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 介護予防通所介護相当サービス

A7 介護予防通所介護相当サービス サービスコード表（3割負担用）

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			給付率	合成分位数	算定期	
種類	項目							
A7	2001 通所型サービス11(制限)				1,798単位	70%	1,798 1月につき	
A7	2002 通所型サービス11日割(制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	59単位	70%	59 1日につき		
A7	2003 通所型サービス12(制限)			3,621単位	70%	3,621 1月につき		
A7	2004 通所型サービス12日割(制限)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 (月1回から8回まで)	119単位	70%	119 1日につき		
A7	2005 通所型サービス21回数(制限)			436単位	70%	436 1回につき		
A7	2006 通所型サービス22回数(制限)	事業対象者・要支援2 (月1回から8回まで)	事業対象者・要支援2 (月1回から8回まで)	447単位	70%	447 1回につき		
A7	2113 通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11(制限)							
A7	2114 通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11日割(制限)	高齢者虐待防止未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合		70%	-18 1月につき		
A7	2115 通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12(制限)				70%	-1 1日につき		
A7	2116 通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12日割(制限)				70%	-1 1日につき		
A7	2117 通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算21(制限)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		70%	-4 1回につき		
A7	2118 通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算22(制限)				70%	-4 1回につき		
A7	2119 通所型サービス業務継続計画未実施減算11(制限)	業務継続計画未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	70%	-18 1月につき		
A7	2120 通所型サービス業務継続計画未実施減算11日割(制限)				70%	-1 1日につき		
A7	2121 通所型サービス業務継続計画未実施減算12(制限)			事業対象者・要支援2	70%	-36 1月につき		
A7	2122 通所型サービス業務継続計画未実施減算12日割(制限)				70%	-1 1日につき		
A7	2123 通所型サービス業務継続計画未実施減算21(制限)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		70%	-4 1回につき		
A7	2124 通所型サービス業務継続計画未実施減算22(制限)				70%	-4 1回につき		
A7	2011 通所型サービス同一建物減算1(制限)	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	70%	-376 1月につき	
A7	2012 通所型サービス同一建物減算2(制限)			事業対象者・要支援2	752単位減算	70%	-752 1月につき	
A7	2125 通所型サービス同一建物減算3(制限)							
A7	2128 通所型サービス送迎減算(制限)	事業所が送迎を行わない場合	片道につき (限度額: イ 1・376単位/イ2・752単位)/月		47単位減算	70%	-47 片道につき	
A7	③-1 通所型サービス中山間地域等提供加算(制限)					70%	70% 1月につき	
A7	③-2 通所型サービス中山間地域等算加日割(制限)					70%	70% 1日につき	
A7	③-3 通所型サービス中山間地域等算加回数(制限)					70%	70% 1回につき	
A7	2013 通所型生活向上グループ活動加算(制限)	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	70%	100 1月につき	
A7	2010 通所型サービス若年性認知症受入加算(制限)	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	70%	240 1月につき	
A7	2015 通所型サービス栄養アセスメント加算(制限)	ホ 小栄養アセスメント加算			50単位加算	70%	50 1月につき	
A7	2100 通所型サービス栄養改善加算(制限)	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	70%	200 1月につき	
A7	2016 通所型サービス口腔機能向上加算I(制限)	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(I)	事業対象者・要支援1	150単位加算	70%	150 1月につき	
A7	2101 通所型サービス口腔機能向上加算II(制限)			事業対象者・要支援2	160単位加算	70%	160 1月につき	
A7	2127 通所型サービス一休のサービス提供加算(制限)	チ 一休のサービス提供加算	(2) 口腔機能向上加算(II)		480単位加算	70%	480 1月につき	
A7	2102 通所型サービス提供体制加算I1(制限)			事業対象者・要支援1	88単位加算	70%	88 1月につき	
A7	2103 通所型サービス提供体制加算I2(制限)			事業対象者・要支援2	176単位加算	70%	176 1月につき	
A7	2022 通所型サービス提供体制加算II1(制限)	リ サービス提供体制強化加算	(3) サービス提供体制強化加算(I)	事業対象者・要支援1	72単位加算	70%	72 1月につき	
A7	2023 通所型サービス提供体制加算II2(制限)			事業対象者・要支援2	144単位加算	70%	144 1月につき	
A7	2026 通所型サービス提供体制加算III1(制限)			事業対象者・要支援1	24単位加算	70%	24 1月につき	
A7	2027 通所型サービス提供体制加算III2(制限)			事業対象者・要支援2	48単位加算	70%	48 1月につき	
A7	2104 通所型サービス生活機能向上連携加算I(制限)	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(I) (3月に1回を限度)		100単位加算	70%	100 1月につき	
A7	2028 通所型サービス生活機能向上連携加算II(制限)				200単位加算	70%	200 1月につき	
A7	2105 通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算I(制限)	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔栄養スクリーニング加算(I) (6月に1回を限度)		20単位加算	70%	20 1月につき	
A7	2030 通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算II(制限)				5単位加算	70%	5 1月につき	
A7	2106 通所型サービス科学的介護推進体制加算(制限)	ワ 科学的介護体制推進加算	(2) 介護職員等処遇改善加算(I)	事業対象者・要支援1	40単位加算	70%	40 1月につき	
A7	③-4 通所型サービス介護推進改善加算I(制限)			事業対象者・要支援2	所定単位数の92/1000 加算	70%	70 1月につき	
A7	③-5 通所型サービス介護推進改善加算II(制限)			事業対象者・要支援1	所定単位数の90/1000 加算	70%	70 1月につき	
A7	③-6 通所型サービス介護推進改善加算III(制限)			事業対象者・要支援2	所定単位数の80/1000 加算	70%	70 1月につき	
A7	③-7 通所型サービス介護推進改善加算IV(制限)			事業対象者・要支援1	所定単位数の64/1000 加算	70%	70 1月につき	

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		給付率	合成単位数	算定単位
種類	項目					
A7	4001 通所型サービス11・定超（制限）	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 ×70%	1,259 1月につき
A7	4002 通所型サービス11日割・定超（制限）			59単位		41 1月につき
A7	4003 通所型サービス12・定超（制限）			3,621単位		2,535 1月につき
A7	4004 通所型サービス12日割・定超（制限）		事業対象者・要支援2	119単位		83 1月につき
A7	4005 通所型サービス21回数・定超（制限）		事業対象者・要支援1 (月1回から8回まで)	436単位		305 1回につき
A7	4006 通所型サービス22回数・定超（制限）		事業対象者・要支援2 (月1回から8回まで)	447単位		313 1回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称		算定項目		給付率	合成分位数	算定期
種類	項目							
A7	5001	通所型サービス11・人欠(制限)	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員 が次回の場合 ×70%	1,259	1月につき
A7	5002	通所型サービス11日割・人欠(制限)			単位		41	1月につき
A7	5003	通所型サービス12・人欠(制限)		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A7	5004	通所型サービス12日割・人欠(制限)			単位		83	1月につき
A7	5005	通所型サービス21回数・人欠(制限)	ロ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1 (月1回から1回まで)	436単位	305		
A7	5006	通所型サービス22回数・人欠(制限)		事業対象者・要支援2 (月1回から8回まで)	447単位		313	1回につき

※③-1～③-7のコードは仮コードになります。必要なコードの組み合わせは事前に由布市高齢者支援課へ連絡しコードの確認を行ってください。

別表第2-3 (第6条関係)

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 介護予防通所介護相当サービス

A7 介護予防通所介護相当サービス サービスコード表 (4割負担用)

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目			給付率	合成単位数	算定単位
A7 3001	通所型サービス11（制限）	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	60%	1,798	1月につき
A7 3002	通所型サービス11日割（制限）		事業対象者・要支援1	59単位	60%	59	1月につき
A7 3003	通所型サービス12（制限）		事業対象者・要支援2	3,621単位	60%	3,621	1月につき
A7 3004	通所型サービス12日割（制限）		事業対象者・要支援2	119単位	60%	119	1月につき
A7 3005	通所型サービス21回数（制限）	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 (月1回から4回まで)	436単位	60%	436	1回につき
A7 3006	通所型サービス22回数（制限）		事業対象者・要支援1 (月1回から4回まで)	447卖位	60%	447	
A7 3113	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11（制限）		事業対象者・要支援1 (月1回から8回まで)	60%	-18	1月につき	
A7 3114	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11日割（制限）		事業対象者・要支援1 (月1回から8回まで)	60%	-1	1月につき	
A7 3115	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12（制限）	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	60%	-36	1月につき	
A7 3116	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12日割（制限）		事業対象者・要支援2	60%	-1	1月につき	
A7 3117	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算21（制限）		事業対象者・要支援1	60%	-4	1回につき	
A7 3118	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算22（制限）		事業対象者・要支援2	60%	-4		
A7 3119	通所型サービス業務継続計画未実施減算11（制限）	業務継続計画未実施減算	事業対象者・要支援1	60%	-18	1月につき	
A7 3120	通所型サービス業務継続計画未実施減算11日割（制限）		事業対象者・要支援1	60%	-1	1月につき	
A7 3121	通所型サービス業務継続計画未実施減算12（制限）		事業対象者・要支援2	60%	-36	1月につき	
A7 3122	通所型サービス業務継続計画未実施減算12日割（制限）		事業対象者・要支援2	60%	-1	1月につき	
A7 3123	通所型サービス業務継続計画未実施減算21（制限）	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	60%	-4	1回につき	
A7 3124	通所型サービス業務継続計画未実施減算22（制限）		事業対象者・要支援2	60%	-4		
A7 3011	通所型サービス同一建物減算1（制限）	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	60%	-376
A7 3012	通所型サービス同一建物減算2（制限）		事業対象者・要支援2	752単位減算	60%	-752	1月につき
A7 3125	通所型サービス同一建物減算3（制限）		ロ 1月当たりの回数を定める場合	94単位減算	60%	-94	
A7 3128	通所型サービス送迎減算（制限）		片道につき	47単位減算 (限度額：イ1・376単位/イ2・752単位) /月	60%	-47	片道につき
A7 ④-1	通所型サービス中山間地域等加算（制限）	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	60%			1月につき
A7 ④-2	通所型サービス中山間地域等加算日割（制限）		所定単位数の5%加算	60%			1月につき
A7 ④-3	通所型サービス中山間地域等加算回数（制限）		所定単位数の5%加算	60%			1回につき
A7 3013	通所型生活向上グループ活動加算（制限）	ハ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	60%	100		
A7 3010	通所型サービス若年性認知症受入加算（制限）		ニ 若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	60%	240	
A7 3100	通所型サービス栄養アセスメント加算（制限）		ホ 栄養アセスメント加算	50単位加算	60%	50	
A7 3015	通所型サービス栄養改善加算（制限）		ヘ 栄養改善加算	200単位加算	60%	200	
A7 3016	通所型サービス口腔機能向上加算I（制限）		ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(I)	150単位加算	60%	150
A7 3101	通所型サービス口腔機能向上加算II（制限）		(2) 口腔機能向上加算(II)	160単位加算	60%	160	
A7 3127	通所型サービス体力的サービス提供加算（制限）		チ 一體的サービス提供加算	480単位加算	60%	480	
A7 3102	通所型サービス提供体制加算I 1（制限）	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)	事業対象者・要支援1	88単位加算	60%	88
A7 3103	通所型サービス提供体制加算I 2（制限）		事業対象者・要支援2	176単位加算	60%	176	
A7 3022	通所型サービス提供体制加算II 1（制限）		(2) サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1	72単位加算	60%	72
A7 3023	通所型サービス提供体制加算II 2（制限）		事業対象者・要支援2	144単位加算	60%	144	
A7 3026	通所型サービス提供体制加算III 1（制限）		(3) サービス提供体制強化加算(III)	事業対象者・要支援1	24単位加算	60%	24
A7 3027	通所型サービス提供体制加算III 2（制限）		事業対象者・要支援2	48単位加算	60%	48	
A7 3104	通所型サービス生活機能向上連携加算I（制限）		ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(I) (3月に1回を限度)	100単位加算	60%	100
A7 3028	通所型サービス生活機能向上連携加算II（制限）		(2) 生活機能向上連携加算(II)	200単位加算	60%	200	
A7 3105	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算I（制限）	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔栄養スクリーニング加算(I) (6月に1回を限度)	20単位加算	60%	20	1回につき
A7 3030	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算II（制限）		(2) 口腔栄養スクリーニング加算(II) (6月に1回を限度)	5単位加算	60%	5	
A7 3106	通所型サービス科学的介護推進体制加算（制限）	ヲ 科学的介護体制推進体制加算	オ 科学的介護体制推進体制加算	40単位加算	60%	40	
A7 ④-4	通所型サービス待遇改善加算I（制限）		(1) 介護職員等待遇改善加算(I)	所定単位数の92/1000 加算	60%		1月につき
A7 ④-5	通所型サービス待遇改善加算II（制限）		(2) 介護職員等待遇改善加算(II)	所定単位数の90/1000 加算	60%		
A7 ④-6	通所型サービス待遇改善加算III（制限）		(3) 介護職員等待遇改善加算(III)	所定単位数の80/1000 加算	60%		
A7 ④-7	通所型サービス待遇改善加算IV（制限）		(4) 介護職員等待遇改善加算(IV)	所定単位数の64/1000 加算	60%		

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目			給付率	合成単位数	算定単位
A7 6001	通所型サービス11・定超（制限）	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 ×70%	1,259	1月につき
A7 6002	通所型サービス11日割・定超（制限）		事業対象者・要支援1	59単位		41	1月につき
A7 6003	通所型サービス12・定超（制限）		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A7 6004	通所型サービス12日割・定超（制限）		事業対象者・要支援2	119単位		83	1月につき
A7 6005	通所型サービス21回数・定超（制限）		事業対象者・要支援1 (月1回から4回まで)	436単位		305	1回につき
A7 6006	通所型サービス22回数・定超（制限）		事業対象者・要支援2 (月1回から4回まで)	447卖位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目			給付率	合成単位数	算定単位
A7 7001	通所型サービス11・人欠（制限）	イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	1,259	1月につき
A7 7002	通所型サービス11日割・人欠（制限）		事業対象者・要支援1	単位		41	1月につき
A7 7003	通所型サービス12・人欠（制限）		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A7 7004	通所型サービス12日割・人欠（制限）		事業対象者・要支援2	単位		83	1月につき
A7 7005	通所型サービス21回数・人欠（制限）		事業対象者・要支援1 (月1回から4回まで)	436単位		305	1回につき
A7 7006	通所型サービス22回数・人欠（制限）		事業対象者・要支援2 (月1回から4回まで)	447卖位		313	

※④-1～④-7のコードは仮コードになります。必要なコードの組み合わせは事前に由布市高齢者支援課へ連絡しコードの確認を行ってください。

別表第2-4（第6条関係）

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 通所型サービスA

その① 1割負担の場合（保険給付率90%）

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位		
種類	項目					
A7	1005 1割 通所型サービスA11（短時間）	イ 通所型サービスA	事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） 1回あたり4時間未満	保険給付率 90%	863	1月につき
A7	1003 1割 通所型サービスA11（1日）		事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） 1回あたり4時間以上	保険給付率 90%	1,438	
A7	1004 1割 通所型サービスA12		事業対象者・要支援2（週2回程度） (旧サービス経過措置)	保険給付率 90%	2,897	
A7	1006 1割 通所型サービスA11（短時間）回数		事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） 1回あたり4時間未満 ※1月の中で全部で4回まで	保険給付率 90%	208	
A7	1001 1割 通所型サービスA11（1日）回数		事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） 1回あたり4時間以上 ※1月の中で全部で4回まで	保険給付率 90%	349	
A7	1002 1割 通所型サービスA12回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で1回から8回まで (旧サービス経過措置)	保険給付率 90%	358	

その② 2割負担の場合（保険給付率80%）

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位		
種類	項目					
A7	1015 2割 通所型サービスA11（短時間）	イ 通所型サービスA	事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） 1回あたり4時間未満	保険給付率 80%	863	1月につき
A7	1012 2割 通所型サービスA11（1日）		事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） 1回あたり4時間以上	保険給付率 80%	1,438	
A7	1013 2割 通所型サービスA12		事業対象者・要支援2（週2回程度） (旧サービス経過措置)	保険給付率 80%	2,897	
A7	1016 2割 通所型サービスA11（短時間）回数		事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） 1回あたり4時間未満 ※1月の中で全部で4回まで	保険給付率 80%	208	
A7	1011 2割 通所型サービスA11（1日）回数		事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） 1回あたり4時間以上 ※1月の中で全部で4回まで	保険給付率 80%	349	
A7	1020 2割 通所型サービスA12回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で1回から8回まで (旧サービス経過措置)	保険給付率 80%	358	

その③ 3割負担の場合（保険給付率70%）

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位		
種類	項目					
A7	1025 3割 通所型サービスA11（短時間）	イ 通所型サービスA	事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） 1回あたり4時間未満	保険給付率 70%	863	1月につき
A7	1022 3割 通所型サービスA11（1日）		事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） 1回あたり4時間以上	保険給付率 70%	1,438	
A7	1023 3割 通所型サービスA12		事業対象者・要支援2（週2回程度） (旧サービス経過措置)	保険給付率 70%	2,897	
A7	1026 3割 通所型サービスA11（短時間）回数		事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） 1回あたり4時間未満 ※1月の中で全部で4回まで	保険給付率 70%	208	
A7	1021 3割 通所型サービスA11（1日）回数		事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） 1回あたり4時間以上 ※1月の中で全部で4回まで	保険給付率 70%	349	
A7	1030 3割 通所型サービスA12回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で1回から8回まで (旧サービス経過措置)	保険給付率 70%	358	

その④ 4割負担の場合（保険給付率60%）

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位		
種類	項目					
A7	1035 4割 通所型サービスA11（短時間）	イ 通所型サービスA	事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） 1回あたり4時間未満	保険給付率 60%	863	1月につき
A7	1031 4割 通所型サービスA11（1日）		事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） 1回あたり4時間以上	保険給付率 60%	1,438	
A7	1032 4割 通所型サービスA12		事業対象者・要支援2（週2回程度） (旧サービス経過措置)	保険給付率 60%	2,897	
A7	1036 4割 通所型サービスA11（短時間）回数		事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） 1回あたり4時間未満 ※1月の中で全部で4回まで	保険給付率 60%	208	
A7	1033 4割 通所型サービスA11（1日）回数		事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） 1回あたり4時間以上 ※1月の中で全部で4回まで	保険給付率 60%	349	
A7	1034 4割 通所型サービスA12回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で1回から8回まで (旧サービス経過措置)	保険給付率 60%	358	

別表第3（第6条関係）

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 訪問型サービスC

算定項目	単価
訪問型サービスC事業費 (1人1回につき)	4,500円

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 通所型サービスC

算定項目	単価
通所型サービスC事業費 (1人1回につき)	4,500円
送迎利用加算(片道)	250円
送迎利用加算(往復)	500円
生活機能向上加算	20,000円

別表第4（第6条関係）

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 介護予防支援事業

その①（保険給付率100%）

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目	合成単位数	算定単位	
AF 1001	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・要支援2	442単位	442	
AF 1002	介護予防ケアマネジメントA・初回加算	イ 介護予防ケアマネジメント費 ロ 初回加算	742単位	742	
AF 1003	介護予防ケアマネジメントA・委託連携加算	イ 介護予防ケアマネジメント費 ハ 委託連携加算	742単位	742	
AF 1004	介護予防ケアマネジメントA・初回加算・委託連携加算	イ 介護予防ケアマネジメント費 ロ 初回加算 ハ 委託連携加算	1,042単位	1,042	
AF 1005	介護予防ケアマネジメントA・高齢者虐待防止未実施減算	高齢者虐待防止未実施減算	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・要支援2	438単位	438
AF 1006	介護予防ケアマネジメントA・初回加算・高齢者虐待防止未実施減算	高齢者虐待防止未実施減算	イ 介護予防ケアマネジメント費 ロ 初回加算	738単位	738
AF 1007	介護予防ケアマネジメントA・委託連携加算・高齢者虐待防止未実施減算	高齢者虐待防止未実施減算	イ 介護予防ケアマネジメント費 ハ 委託連携加算	738単位	738
AF 1008	介護予防ケアマネジメントA・初回加算・委託連携加算・高齢者虐待防止未実施減算	高齢者虐待防止未実施減算	イ 介護予防ケアマネジメント費 ロ 初回加算 ハ 委託連携加算	1,038単位	1,038
AF 1009	介護予防ケアマネジメントA・業務継続計画未実施減算	業務継続計画未実施減算	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・要支援2	438単位	438
AF 1010	介護予防ケアマネジメントA・初回加算・業務継続計画未実施減算	業務継続計画未実施減算	イ 介護予防ケアマネジメント費 ロ 初回加算	738単位	738
AF 1011	介護予防ケアマネジメントA・委託連携加算・業務継続計画未実施減算	業務継続計画未実施減算	イ 介護予防ケアマネジメント費 ハ 委託連携加算	738単位	738
AF 1012	介護予防ケアマネジメントA・初回加算・委託連携加算・業務継続計画未実施減算	業務継続計画未実施減算	イ 介護予防ケアマネジメント費 ロ 初回加算 ハ 委託連携加算	1,038単位	1,038
AF 1013	介護予防ケアマネジメントA・高齢者虐待防止未実施減算・業務継続計画未実施減算	高齢者虐待防止未実施減算 業務継続計画未実施減算	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・要支援2	434単位	434
AF 1014	介護予防ケアマネジメントA・初回加算・高齢者虐待防止未実施減算・業務継続計画未実施減算	高齢者虐待防止未実施減算 業務継続計画未実施減算	イ 介護予防ケアマネジメント費 ロ 初回加算	734単位	734
AF 1015	介護予防ケアマネジメントA・委託連携加算・高齢者虐待防止未実施減算・業務継続計画未実施減算	高齢者虐待防止未実施減算 業務継続計画未実施減算	イ 介護予防ケアマネジメント費 ハ 委託連携加算	734単位	734
AF 1016	介護予防ケアマネジメントA・初回加算・委託連携加算・高齢者虐待防止未実施減算・業務継続計画未実施減算	高齢者虐待防止未実施減算 業務継続計画未実施減算	イ 介護予防ケアマネジメント費 ロ 初回加算 ハ 委託連携加算	1,034単位	1,034

1月につき